

千葉県議会傍聴規則（昭和三十七年十月三十一日議会告示第二号）

〔沿革〕 昭和四九年一二月一三日議会告示第二号、五〇年一二月一日第二号、平成元年九月一二日第二号、一三年十一月二七日第三号、一九年二月二〇日第一号、二三年六月一四日第七号、二八年二月一六日第一号、令和八年三月三十一日第一号
改正

（この規則の目的）

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百三十条第三項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第三条 一般席の傍聴人の定員は、百七十八人（うち四人は、車いすを用いる者の定員とする。）とする。

（傍聴人員の制限）

第四条 議長は、議場及び傍聴席の秩序維持のためその他特に必要があると認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。

（傍聴券等の交付）

第五条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴用紙に住所及び氏名を記載し、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第六条 傍聴券の種別は、一般傍聴券、議員紹介傍聴券及び団体傍聴券とする。

- 2 一般傍聴券は、会議当日傍聴受付で先着順により交付する。
- 3 議員紹介傍聴券は、議長において特に必要があると認められた場合に交付し、その数は、その都度議長が定める。
- 4 団体傍聴券は、議長が必要と認めた学生生徒その他の者が団体に傍聴しようとする場合にその代表又は責任者に交付する。
- 5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

（傍聴証）

第七条 傍聴証は、報道関係者及び千葉県職員のうち議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第八条 傍聴人が傍聴席に入ろうとするときは、指定の入口で傍聴券又は、傍聴証を係員に提示しなければならない。

2 第三条に定める定員に達したとき及び第四条に定める制限をしたときは、傍聴人は、傍聴券又は傍聴証を所持する場合でも傍聴席に入ることができないことがある。

(傍聴券等の提示)

第九条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第十条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするとき又は法及びこの規則の規定により傍聴できないときは、傍聴券を返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、傍聴証を返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第十一条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席への入場禁止)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 カバンその他の前二号に規定する物を運搬することができる物を携帯している者

四 前三号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

五 酒気を帯びていると認められる者

六 その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすことが明らかであると認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第四号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。

この場合において、銃器その他人に危害を加えるおそれのある物の確認については、探知機を使用することができる。

3 議長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛にすること。
- 二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- 三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び放送、録音等)

第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は放送、録音等をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第十五条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十六条 法第百三十条第一項及び第二項に定める場合を除くほか、傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることがある。

附 則 (昭和四十九年十二月十三日議会告示第二号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和五十年十二月一日議会告示第二号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成元年九月十二日議会告示第二号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成十三年十一月二十七日議会告示第三号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成十九年二月二十日議会告示第一号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月十四日議会告示第七号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成二十八年二月十六日議会告示第一号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和八年三月三十一日議会告示第一号）

この告示は、公示の日から施行する。